

12. 環境配慮指針（その他製造業）

製造業における事業場に対し、次に掲げる施設・設備・作業への公害苦情が寄せられる場合があります。施設・設備の維持管理には万全を期し、公害事象の防止に努めてください。

ばい煙	焼却炉、ボイラー	悪臭	焼却炉
騒音振動	空気圧縮機、圧縮機、荷物の積み下ろし		

次に掲げる施設を設置する場合は、公害関係法令に基づく届け出が必要になる場合があります。御確認の上、必要な場合は遅滞なく届出書を提出してください。

区分	施設名	根拠法令
ばい煙	ボイラー	大気汚染防止法、県条例 ダイオキシン類対策特別措置法
	廃棄物焼却炉	
	その他、燃料等を使用する施設・設備	
粉じん	土石・木粉の堆積場	
	土石加工機、木材加工機械等の粉じんを発生させる機械・施設	
	吹付塗装施設	
水質汚濁	水を使用する施設・設備（循環使用することにより水を排出しない施設であっても届出対象となる場合があります。）	水質汚濁防止法、県条例
騒音	空気圧縮機及び送風機	騒音規制法、県条例
	その他、金属加工機械等の騒音を発生させる機械・施設	
振動	圧縮機	振動規制法、県条例
	その他、金属加工機械等の振動を発生させる機械・施設	
悪臭	セロハン膜製造施設等の悪臭を発生する施設	県条例

上記施設以外でも、動力・燃料を使用するものは届出が必要となる場合がありますので御確認ください。

根拠法令の欄の「県条例」は、静岡県生活環境の保全等に関する条例を示します。

届出対象施設を設置した場合、規制基準・構造基準や測定義務等が課せられる場合があります。

上記施設のうち、届出要件規模未満の施設を設置する場合であっても、区分に掲げる項目の対策を講じてください。

総排出ガス量が 10,000 m³/時、総排水量が 2,000 m³/日以上の場合は県条例に基づく事前協議が必要になります。

問合せ先：環境局環境保全課（054-221-1358, 1359）